

しが介護職員定着等推進事業者登録要綱

(目的)

第1条 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための必要な職場環境の整備や、働きやすい労働条件の整備などに積極的に取り組んでいる介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）を登録し、その取組を広く公表することにより、事業者による働きやすい環境整備の促進を図り、もって介護人材の確保・定着・育成に繋げることを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録資格を有する事業者は、第1号から第6号まですべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 県内で介護保険サービスを経営する事業者であること。
- (2) 介護職員等処遇改善加算ⅠまたはⅡを算定していること
- (3) 次に掲げる2つの資質向上要件を満たすこと。

- ① 介護職員チームリーダー養成研修や認知症ケアにかかる研修、介護福祉士実務者研修、滋賀の福祉人研修・介護人材育成研修、えにしアカデミーなど、介護職員の資質向上に向けた研修の受講支援制度（代替職員確保含む）や複数事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度を有している。
- ② 研修受講等と連動した人事考課制度を有している。
- (4) 次に掲げる労働環境要件のうち、いずれかを満たすこと。
 - ① 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第13条に基づき、基準に適合する一般事業主の認定を受けている。
 - ② 以下の項目のうち、4項目以上を満たしている。
 - A. メンター制度を導入している。
 - B. 年次有給休暇を計画的に付与する制度を有している。
 - C. 年次有給休暇を半日単位および時間単位で取得できる制度を有している。
 - D. 有給である複数の特別休暇制度を有している。
 - E. 所定外労働時間の縮減に努めている。
 - F. I C T活用による業務省力化や負担軽減に向けた介護ロボット、リフト等の介護機器等を導入している。
 - G. 育児休業、介護休業、子の看護休暇など、育児・介護休業法で義務付けられた制度以外の育児や介護と仕事の両立の支援のための支援策を有している。
- (5) 雇用するすべての介護職員に対し、介護福祉士等の届出制度への届出を勧奨していること。
- (6) 介護職員のチームリーダーを配置し、処遇評価を行っていること。

(登録申請)

第3条 登録しようとする事業者は、しが介護職員定着等推進事業者登録申請書（別紙様式第1号）に必要事項を記載し、関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(登録)

第4条 知事は、前条の登録申請があった場合において、その内容が第2条に定める要件を満たすと認めるときは、「しが介護職員定着等推進事業者」として登録するものとする。

2 知事は、前項の規定により登録した場合は、しが介護職員定着等推進事業者登録証（別紙様式第2号）を交付するとともに、登録した事業者名、当該事業者が経営する介護保険サービス事業所名、取組内容等について、ホームページなどを通じて広報するものとする。

(報告等)

第5条 知事は、第2条に定める要件について、毎年度当初、報告を求め要件を満たしていることの確認を行うものとする。

(変更の届出)

第6条 登録事業者は、事業者名やその所在地等、登録事項に変更があった場合は、しが介護職員定着等推進事業者登録事項変更届（別紙様式第3号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 知事は、登録事業者が以下に該当する場合は登録を取り消すとともに、その旨を通知するものとする。

- (1) 登録事業者から辞退の申し出があったとき。
- (2) 登録事業者が県内における介護保険サービスを廃止したとき。
- (3) 登録事業者が登録の要件を欠いたとき。
- (4) 登録事業者が法令違反や社会通念上、不適切な行為があったと認められるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要綱は、令和7年3月31日までの間、既登録事業者においては、第2条(2)に関わらず、なお従前の例によることができる。